

2025年12月15日

〒155-8655

東京都世田谷区代沢四丁目43番11号

東邦ホールディングス株式会社

社外取締役 加茂谷 佳明 様

社外取締役 小谷 秀仁 様

社外取締役 後藤 千恵 様

社外取締役 斎藤 美帆 様

社外取締役 芳賀 真名子 様

1 Temasek Avenue
#20-02A Millenia Tower, Singapore
3D Investment Partners Pte. Ltd.

本提訴請求の趣旨、及び第三者委員会による調査の実効性確保に向けた法的論点の整理

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、当社が投資一任運用サービスを提供しております、貴社株主 3D WH OPPORTUNITY MASTER OFC- 3D WH OPPORTUNITY HOLDINGS¹は、貴社に対し、貴社取締役に対する責任追及訴訟を提起することについての提訴請求²を行いましたので、以下のとおり、本提訴請求の理由等につきご説明申し上げます。

ご高承のとおり、当社は、貴社の中長期的な企業価値の向上を切に願い、長きにわたり貴社と建設的な対話を重ねてまいりました。そのうえで、2025年12月2日付け公開書簡³において、過去に貴社で発生した一連の不祥事についての原因究明及び再発防止を目的として、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に則した、貴社からの独立性及び実効性を備えた第三者委員会の設置を、貴社社外取締役の皆様に改めて要望いたしました。現在、社外取締役の皆様におかれましては、12月26日を目指とした委員会の設置に向けて、その設計をご検討くださっているものと期待しております。

本提訴請求は、これから設置される第三者委員会による調査を、より実効的かつ有意義なものとするための「法的論点の提示」という趣旨を有しております。 本公開書簡でご説明いたしましたとおり、検察官が作成しました貴社代表取締役社長執行役員 CEO 枝廣弘巳様及び貴社取締役専務執行役員 COO 馬田明様の各供述調書により、経営トップ自らが競合他社との受注調整を「必要悪」と認識し、法令違反を黙認していた実態、並びに不正が経営トップの意思決定及び統制の欠如に起因する組織的な問題であ

¹以下、両者を総称して「3D」または「当社」といいます。

²以下「本提訴請求」といいます。

³以下「本公開書簡」といいます。

ったことが明らかになっています。これらの事実は、JCHO 事件⁴及び NHO 事件⁵における貴社取締役としての善管注意義務違反を強く示唆するものです。当社は、第三者委員会が何を調査すべきかというスコープ設定において、不正を是認し続けてきた組織的風土や文化は勿論のこと、これら経営陣の法的責任の有無も核心的論点として扱われるべきと考えております。よって、本提訴請求を通じて、あらかじめ法的責任の所在と論点を明確化することが、第三者委員会による調査が核心を外れた形式的なものとなることを防ぎ、社外取締役の皆様による調査スコープの策定に資するものであると確信しております。
もちろん、第三者委員会の独立性を尊重する点に変わりはなく、結論ありきで調査を求めるものではありません。しかし、客観的な証拠（供述調書）が存在する以上、法的責任の検討を避けて通ることは、かえって調査の信用性を損なうと考え、あえて第三者調査委員会設立の前に問題提起させていただきました。

なお、監査等委員会の皆様の調査及び今後設立されるであろう「第三者委員会による真相解明と再発防止策の策定」の内容により最終的な代表訴訟提起の是非を判断する予定です。したがって、会社法に基づく「60 日以内」という回答期限を遵守するために中途半端な調査・検討を行うのではなく、まずは第三者委員会による調査及び監査等委員会による検証プロセスを重視し、その調査体制・進行の適正性、並びに最終的な調査報告書の内容及び検証の十分性を確保いただくようお願い申し上げます。当社いたしましては、皆様による調査・検証活動を尊重し、十分な時間をかけてご検証いただくことを、強く期待しております。

社外取締役の皆様におかれましては、本提訴請求において当社が提示いたしました法的論点を踏まえ、経営トップの関与やガバナンスの欠陥という問題の本質にまで踏み込んだ、聖域なき調査が行われる体制を構築していただきますよう、強く期待しております。当社の行動が、貴社の自浄作用の發揮と企業価値の回復に資することを切に願っております。

謹白

⁴2016年6月上旬頃及び2018年6月上旬頃に、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）が実施した入札において東邦薬品株式会社が受注調整を行ったとして排除措置命令及び課徴金納付命令並びに独占禁止法違反による刑事罰を受けた事案

⁵2016年6月24日から2019年11月27日までの期間に独立行政法人国立病院機構（NHO）が発注する医薬品の入札に関する受注調整を行ったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた事案